

国民年金基金制度のご案内

自営業の方やその家族、学生などの国民年金の第1号被保険者の皆様へ

- 国民年金基金は、自営業の方やその家族、学生などの国民年金の第1号被保険者の方々がゆとりある老後を過ごせるよう、国民年金に上乘せする公的な年金制度です。
- 加入できる方は、国民年金に加入している20歳以上60歳未満の方および60歳以上65歳未満の方や、海外に居住されている方で国民年金に任意加入している方です。
- 65歳から生涯受け取ることができる終身年金が基本ですので、長い老後の生活に備えることができます。
- 掛金は全額が所得から控除できるので、所得税と住民税が軽減されます。受け取る年金も公的年金等控除の対象になりますので、税制面で優遇されます。
- 万が一早期に亡くなったときは、家族に遺族一時金が支払われますので、掛け捨てになりません。（一部の年金タイプを除く）遺族一時金は全額非課税です。
- 加入した時に確定した掛金額と年金額は変わりません。（ご加入時の内容でお支払いした場合）
- ご加入いただいた後も掛金の額を口数単位で増減できます。

■お問合せ

全国国民年金基金 東北支部 0120 (65) 4192
〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央 4-10-3 JMFビル仙台01 12F
<https://www.zenkoku-kikin.or.jp>

国民年金保険料の前納割引について

国民年金保険料をまとめて前払い（前納）されると、保険料が割引になります。また口座振替を利用の場合、「早割」をご利用いただけます。

※前納をご希望の際は、下記の申込期限までに最寄りの年金事務所までご相談ください。

申込期限 2月28日（金）まで（口座振替・クレジットカード納付希望の方）

※納付書で現金納付前納ご希望の方は、年金事務所にお問合せください。【連絡先：0233-22-2050】

保険料・割引額については表のとおりになりますが、この金額は令和6年度のものとなっております（金額は年度単位で変更があります）。

納付書で通常にお支払いした場合

1ヶ月分	半年分	1年分	2年分
16,980円	101,880円	203,760円	413,880円

前納の場合

納付方法	1ヶ月分	半年分	1年分	2年分
納付書での前納【割引額】		101,050円【830円】	200,140円【3,620円】	398,590円【15,290円】
口座振替での前納【割引額】	16,920円【60円】	100,720円【1,160円】	199,490円【4,270円】	397,290円【16,590円】

確定申告についてのお知らせ

住民税【町・県民税】の申告と所得税確定申告の日程

住民税の申告と所得税確定申告の相談を集落ごとに行いません。所得控除や住宅ローン控除を受けようとする方は、申告することにより源泉徴収された所得税から、還付を受けられる場合があります。

◇相談期間 **2月7日（金）～3月13日（木）**

◇受付時間 【午前の部】8時30分～11時00分
【午後の部】1時00分～3時00分

◇相談会場 役場3階 大会議室

◇お問い合わせ 町民税務課 ☎43-2014（直通）

申告に必要な書類

①共通書類

- 申告する方の令和6年中の収入がわかる書類（源泉徴収票の原本や賃金支払明細書等）
- 社会保険料の支払領収書
- 生保・地震保険、旧長期損保等の令和6年中の支払い証明書（生命保険等の控除をする方）
- 医療費明細書または領収書を医療機関ごとに整理し、合計金額を明記したもの（医療費控除をする方）
- 障害者手帳、障害者控除対象者認定書（障害者控除をする方）
- 申告する方の通帳等及び金融機関届出印
- 確定申告のお知らせがき

②自営業や農業などの事業所得のある方（①以外の必要書類）

- 収支内訳書
帳簿や領収書などを基にした、令和6年中の収入金額（売上金額や工事代金等）と、その収入を得るために要した経費について整理したもの

※農業・自営業・不動産貸付業を行なっている全ての方は、『記帳と帳簿等の保存』が必要になりました。町民税務課窓口にて、各事業における「収支内訳書作成の手引き」を用意していますので、ぜひご利用ください。

集落別申告相談の日程

日にち	曜日	午前	午後
2月7日	金	赤倉3	赤倉2
2月10日	月	赤倉1	一畑・明神
2月12日	水	堺田・松根	万騎の原・笹森
2月13日	木	新田1	新田2
2月14日	金	十日町	前森1・向町5
2月17日	月	向町1・向町2	向町3・向町4
2月18日	火	立小路	下小路
2月19日	水	前森2・前森3	萱場
2月20日	木	向町6	向町7・向町8
2月21日	金	豊田	沢原
2月25日	火	本城2	本城1
2月26日	水	東法田	
2月27日	木	満沢1	満沢2
2月28日	金	下白川	野頭
3月3日	月	黒沢	
3月4日	火	若宮	
3月5日	水	月橋1	月橋2
3月6日	木	法田中	法田下
3月7日	金	白川端	瀬見1・瀬見2
3月10日	月	大堀	
3月11日	火	鶴杉	
3月12日	水	清水町	志茂
3月13日	木	上鶴杉	横川

新庄税務署で確定申告を行なう方へ

令和6年分の確定申告は、2月17日より申告相談をお受けします。また、会場の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。整理券は会場での当日配付と、LINEによる事前発行があります。また、スマートフォンとマイナンバーカードによる自宅からのスマホ申告をお勧めしています。

- 場所 新庄税務署
（〒996-0001 新庄市五日町字宮内241）
- 期間 令和7年2月17日（月）～3月17日（月）
（土、日、祝日を除く）
- 時間 午前9時～午後5時
- 問い合わせ 新庄税務署 個人課税部門
☎22-5113